

は昭和24・6・1である。しかしながら公共企業体としての国鉄には、その経営の自主性がいじりしく制約されており、これが問題になっている。

参考文献 占部都美著 公共企業体論(昭和27)。高橋秀雄著 交通の近代的経営(昭和28)。(木俣彰一)

こうきょうきぎょうたいとうろうどういいんかい 公共企業体等労働委員会 公共企業体等とその職員との間の労働関係に関する紛争について、あつせん・調停・仲裁を行い、または不当労働行為の判定等の事務を行うため、公共企業体等労働関係法にもとづいて設けられた労働省の外局。

1 沿革

公共企業体等労働関係法(略称公労法)は、昭和23・7マクサーの総理大臣宛書簡により、国鉄および専売公社の労働関係を規律するため立法されたもので、昭和24・6・1から施行され、これにもとづいて公共企業体等仲裁委員会と国鉄、専売の別に公共企業体等調停委員会が中央および地方にでき、地方調停委員会はその管轄地域内の労使間の紛争を、中央調停委員会は2つの地方調停委員会の管轄区域にまたがる紛争と、本社と労組本部間の紛争の調停を行い、仲裁委員会は中央、地方の調停委員会が調停をなし得なかった事件、または仲裁が適当であるとして当事者から直接仲裁申請された事件および不当労働行為の判定を行った。27年公労法は改正され、同年8・1から電信電話公社が適用を受けることとなり、これとともに国鉄専売別の調停委員会は廃止されて、中央1、地方9の調停委員会となり、公共企業体等仲裁または中央調停、あるいは地方調停委員会と改称した。28・1から国の経営する企業、即ち郵政・林野・印刷・造幣・アルコール専売のいわゆる国家五現業にも公労法が適用されるようになった。

31・5・21公労法は大きく改正されたが(8・1施行)、これにより仲裁・調停の各委員会は廃止され、新たにこれらを統合した公共企業体等労働委員会が設けられた。発足以来廃止までの7年間に中央・地方調停委員会に所属した事案は279件で、うち国鉄関係は160件であった。また仲裁委員会に所属したものは総数60件で、裁定を出したものの20件、指示7件、国鉄関係では総数29件、裁定を出したものの7件、指示5件である。不当労働行為関係事案は6件で、うち3件が国鉄関係であった。

2 組織

公共企業体等労働委員会は、公益を代表する委員(公益委員)5、公共企業体等を代表する委員(使用者委員)3、職員を代表する委員(労働者委員)3で組織される。公益委員は労働大臣が労使委員の意見をきいて作成した、委員候補者名簿に記載されている者のうちから国会の同意を得て、使用者委員は公共企業体等の、労働者委員は労働組合のおおの推せんにもとづいて、皆内閣総理大臣が任命する。公益委員の任期が満了し、または欠員を生じた場合に、国会が閉会中であるとか、衆議院の解散で両議院の同意を得ることができない場合は、委員候補者名簿に記載されている者のうちから、総理大臣は公益委員を任命することができるが、この場合は任命後最初の国会で承認を求めなければならない。両議院の事後承認が得られないときは、総理大臣はその公益委員を罷免しなければならない。また公益委員のうち2人以上が同一政党に属することがないよう任命しなければならない。委員会の委員は非常勤の国家公務員であるが、公益委員のうち2人以内は常勤の国家公務員とすることができる。なお委員にはつぎのような欠格条項がある (1) 禁治産者・準禁治産者または破産者で復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、または執行を受けることがな

くなるまでの者。さらに公益委員に関しては (1) 国会または地方公共団体の議会の議員 (2) 公共企業体の職員または役員はならない。委員の任期は2年であるが、補欠の委員は前任者の残任期間在任する。再任されることは差つかえなく、任期満了後も後任者が任命されるまではその職務を行う。公益委員は政党や、政治団体の役員となったり、積極的に政治運動をしてはいけないし、常勤の公益委員は総理大臣の許可のある場合のほか、報酬を得て他の職務に従事することや、営利事業を営んだり、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことは禁じられている。以上のような委員の欠格条項や禁止事項に該当する場合は職を失うのである。また総理大臣は委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合や、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、公益委員のときは両議院の同意を得て、使用者委員や労働者委員のときは委員会の同意を得てその委員を罷免することができる。

委員会の会務を総理し、委員会を代表するために公益委員のうちから委員が選挙した会長が置かれる。また会長の事故ある場合に備えて会長代理が置かれる。

委員会には地方における調停に関する事務を取り扱うため地方調停委員会が置かれる。地方調停委員会の位置、名称、管轄区域および調停委員の数は政令で定められており、札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡に置かれている。地方調停委員会の調停委員の任免、欠格条項、任期、失職等の規定は委員会の場合と同様であるが、この場合は総理大臣の代りに労働大臣、両議院の代りは委員会が行う。なお労働大臣は委員会の同意を得て、調停委員候補者名簿を作製しておくことになっている。

委員会には事務を整理させるため事務局が置かれ、地方調停委員会所在地に事務局支局が置かれる。事務局には事務局長、事務局次長その他の職員が置かれ、支局には支局長が置かれる。

3 機能

委員会は公労法および公労法にもとづく政令にもとづいて事務を行うが、公労法および政令で定められた事項以外のことで、委員会の行う手続その他事務処理に関しては、委員会が定めた公共企業体等労働委員会規則がある。したがって委員会にあつせん、調停、仲裁などを申請または請求するときは、委員会規則にのっとって行わなければならない。

委員会が行う業務にはつぎの如きものがある (1) 不当労働行為に関すること これは公共企業体等が労働組合法第7条の規定に違反したと、組合または利害関係ある者が書面または口頭で委員会に申立を行ったとき、委員会はそのことに関し調査をし、審問を行い、事実の有無を認定し、その事実があるときは公共企業体等に対し命令を発し、事実がないと認めたときは申立を却下する。調査に際しては委員会は臨検、検査の権限があり、審問に際しては当事者は弁護人を立て、また証人を呼ぶことができる。地方で起った事件のときは委員会は地方調停委員会の公益委員に調査・審問を行わせることができ、この場合はその地方調停委員会の使用者委員および労働者委員は審問に参加することができる。公労法第17条により職員およびその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為が禁じられており、このような禁止行為を共謀し、そそのかし、もしくはあつた者は同法第18条により解雇されることになっているが、職員がこの第18条で解雇された際、それが労働組合法第7条違反であるとして委員会に申立てるときは、その解雇の発令から2箇月以内でなければ、その申立は受け付けられない。委員会は申立のあった日から2箇月以内に決